

33

特許協力条約

REC'D 31 AUG 2018
 WIPO PCT

発信人 日本国特許庁 (受理官庁)

TO:
 The International Bureau
 of WIPO

 34, Chemin des Colombettes
 1211 Geneva 20
 Switzerland

代理人 (代表者) に関する 通知書

[PCT規則90、実施細則328]

| | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 出願人又は代理人の書類記号 GP2016-091 | 発送日 (日. 月. 年) 28. 08. 2018 |
| 国際出願番号 PCT / JP2017 / 030851 | 国際出願日 (日. 月. 年) 29. 08. 2017 |
| 出願人 (氏名又は名称) ギガフォトン株式会社 | |

1. 受理官庁は、次の書類の受理を通知する。

委任状
 解任書
 辞任書

2. この通知及び上記書類の写しを次の機関に送付する。

国際調査機関
 PCT規則92の2. 1(a)(ii)の規定に基づき代理人又は共通の代表者の名義の変更の記録を要請する事務局

| | |
|--|----------------------|
| 受理官庁の名称及びあて名 日本国特許庁 (RO/JP) 郵便番号 100-8915 日本国東京都千代田区霞ヶ関三丁目4番3号 電話番号 03-3592-1308 | 権限のある職員 特許庁長官 |
|--|----------------------|

08.08.2018

代理人選任届

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示 PCT/JP2017/030851

2 出願人

名 称 ギガフォトン株式会社

Gigaphoton Inc.

あて名 〒323-8558 日本国栃木県小山市大字横倉新田400番地

400, Oaza Yokokurashinden, Oyama-shi,

Tochigi 323-8558 Japan

国 籍 日本国 JAPAN

住 所 日本国 JAPAN

3 届出の内容

選任した代理人

氏 名 弁理士 松 浦 憲 三

MATSUURA Kenzo

あて名 〒163-0223 日本国東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

新宿住友ビル23階 私書箱第176号 新都心国際特許事務所

Matsuura & Associates, P.O. Box 176,

Shinjuku Sumitomo Bldg. 23F, 6-1, Nishi-shinjuku 2-chome,

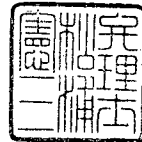
Shinjuku-ku, Tokyo 163-0223 Japan

電話番号 03-3340-5181 ファクシミリ番号 03-3340-5186

4 代理人

氏 名 弁理士 松 浦 憲 三

MATSUURA Kenzo



あて名 〒163-0223 日本国東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

新宿住友ビル23階 私書箱第176号 新都心国際特許事務所

Matsuura & Associates, P.O. Box 176,

Shinjuku Sumitomo Bldg. 23F, 6-1, Nishi-shinjuku 2-chome,

Shinjuku-ku, Tokyo 163-0223 Japan

5 添付書類の目録

(1) 代理人の選任を証明する書面 1通

包 括 委 任 状

平成28年 7月 4日

私は、識別番号100083116（弁理士）松浦憲三氏を以て代理人として下記事項を委任します。

記

1. すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ

1. すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更

1. すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更

1. すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更

1. すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更

1. すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更

1. すべての地域団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更

1. すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は地域団体商標の商標登録出願への変更

1. すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ

1. すべての実用新案登録に基づく特許法第46条の2第1項の規定による特許出願及び出願の取下げ

1. すべての特許権、実用新案権、意匠権、及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続の取下げ
1. すべての特許出願に関する出願公開の請求
1. すべての特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
1. すべての他人の特許出願についての出願審査の請求
1. すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ
1. すべての他人の特許に関する特許異議の申立て及びこれらの取下げ
1. すべての他人の商標（防護標章）登録に関する登録異議の申立て及びその取下げ
1. すべての他人の商標権に関する商標登録の取消しの審判の請求及びこれらの取下げ
1. 上記手続に関する復代理人の選任
1. すべての国際出願に関する一切の件

住 所 栃木県小山市大字横倉新田400番地

名 称 ギガフォトン株式会社

代表者 代表取締役社長 都丸 仁

